

改正

別表第一（第一条関係）

一 永久標識の形状

1 三角点標石又はこれに代わる標識

イ 一等三角点標石

この標石は、一個の柱石と二個の盤石からなり、下方の盤石の位置は、上方の盤石の下方約三十センチメートルとする。ただし、基線標石の上に設置する場合には、下方の盤石は、置かないものとする。

ロ 二等（又は三等、四等）三角点標石

この標石は、一個の柱石と一個の盤石からなり、三等、四等三角点標石の場合は、「二等」の代わりにそれぞれ「三等」、「四等」の文字を用いる。

ハ 一等（又は二等、三等、四等）三角点金属標又は地殻変動観測点金属標

二等、三等、四等三角点金属標の場合は、「一等」の代わりにそれぞれ「二等」、「三等」、「四等」の文字を用い、地殻変動観測点金属標の場合は、「地殻変動観測点」の文字を用いる。

四等三角点金属標又は地殻変動観測点金属標の場合にあつては、十字の下方に標識番号を記載する。

(平面図)



ニ 一等（又は二等）多角点標石

この標石は、一個の柱石と一個の盤石からなり、二等多角点標石の場合は、「一等」の代わりに「二等」の文字を用いる。

現行

別表第一（第一条関係）

一 永久標識の形状

1 三角点標石又はこれに代わる標識

イ 一等三角点標石

この標石は、一個の柱石と二個の盤石とからなり、下方の盤石の位置は、上方の盤石の下方約三十センチメートルとする。ただし、基線標石の上に設置する場合には、下方の盤石は、置かないものとする。

ロ 二等（又は三等、四等）三角点標石

この標石は、一個の柱石と一個の盤石とからなり、三等、四等三角点標石の場合は、二等の代わりにそれぞれ三等、四等の文字を用いる。

ハ 一等（又は二等、三等、四等）三角点金属標

二等、三等、四等三角点金属標の場合は、一等の代わりにそれぞれ二等、三等、四等の文字を用いる。

四等三角点金属標の場合にあつては、十字の下方に標識番号を記載する。

(平面図)



ニ 一等（又は二等）多角点標石

この標石は、一個の柱石と一個の盤石とからなり、二等多角点標石の場合は、一等の代わりに二等の文字を用いる。

改正

現行

ホ 一等（又は二等）多角点金属標
二等多角点金属標の場合は、「一等」の代わりに「二等」の文字を用いる。
十字の下方に標識番号を記載する。

(平面図)



(削除)

ㇿ 天測点標識
この標識は、一個のコンクリート柱と一個のコンクリート盤ちゅうからなり、その上面に通常真鍮製又はステンレス製の指標を、側面に金属製の名板を取り付ける。

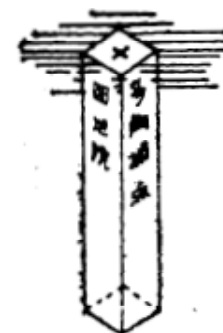
ト 子午線標
この標識は、一個のコンクリート柱と一個のコンクリート盤ちゅうからなり、その上面に通常真鍮製又はステンレス製の指標を、側面に金属製の名板を取り付ける。

ホ 一等（又は二等）多角点金属標
二等多角点金属標の場合は、一等の代わりに二等の文字を用いる。
十字の下方に標識番号を記載する。

(平面図)



ㇿ 多角補点標
この標識は、一個のコンクリート柱からなる。



ト 天測点標識
この標識は、一個のコンクリート柱と一個のコンクリート盤ちゅうからなり、その上面に通常真鍮製又はステンレス製の指標を、側面に金属製の名板を取り付ける。

チ 子午線標
この標識は、一個のコンクリート柱と一個のコンクリート盤ちゅうからなり、その上面に通常真鍮製又はステンレス製の指標を、側面に金属製の名板を取り付ける。

改正

チ 電子基準点標識
(略)



リ 超長基線電波干渉計観測点金属標
(略)

2 図根点標石又は方位標石若しくはこれに代わる標識

イ 図根点標石又は方位標石

この標石は、一個の柱石からなり、方位標石の場合は、「図根点」の代わりに「方位標」の文字を用いる。

現行

リ 電子基準点標識
(略)



ヌ 超長基線電波干渉計観測点金属標
(略)

2 図根点標石若しくはこれに代わる標識又は方位標石若しくはこれに代わる標識

イ 図根点標石又は方位標石

この標石は、一個の柱石からなり、方位標石の場合は、図根点の代わりに方位標の文字を用いる。

(削除)

ロ 方位標陶器標

3 水準点標石又はこれに代わる標識

- イ (略)
- ロ (略)

ハ 二等 (又は三等) 水準点標石

この標石は、一個の柱石からなり、三等水準点標石の場合は、「二等」の代わりに「三等」の文字を用いる。

ニ 基準水準点標石

この標石は、一個の柱石と地中標からなり、地中標は、クローム製金属標と硬石標各一個をコンクリートで固定し、通常真鍮製又はステンレス製の箱をかぶせ、その上にふた石をのせる。

ホ 一等 (又は二等、三等) 水準点金属標又は電子基準点付属標

二等、三等水準点金属標の場合は、「一等」の代わりに「二等」、「三等」の文字を用いる。

(平面図)



ロ 標定点金属標
十字の下方に整理番号を記載する。

(平面図)



ハ 方位標陶器標

3 水準点標石又はこれに代わる標識

- イ (略)
- ロ (略)

ハ 二等 (又は三等) 水準点標石

この標石は、一個の柱石からなり、三等水準点標石の場合は、二等の代わりに三等の文字を用いる。

ニ 基準水準点標石

この標石は、一個の柱石と地中標とからなり、地中標は、クローム製金属標と硬石標各一個をコンクリートで固定し、通常真鍮製又はステンレス製の箱をかぶせ、その上にふた石をのせる。

ホ 一等 (又は二等、三等) 水準点金属標

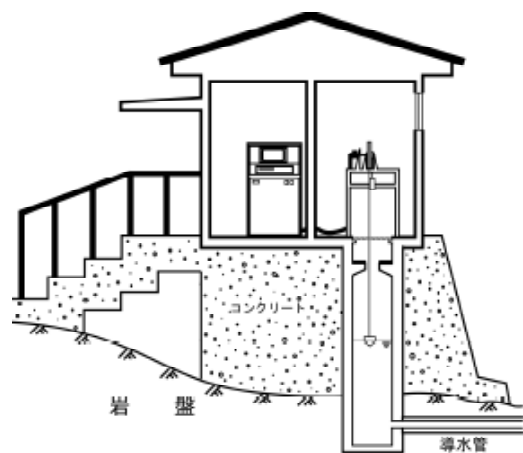
二等、三等水準点金属標の場合は、一等の代わりに二等、三等の文字を用いる。

(平面図)



改正

- へ 験潮儀及び験潮場
 験潮場は、通常コンクリートを用いて建造し、験潮儀を収容する。



- ト 基準（又は一等、二等）重力点金属標
 一等、二等重力点金属標の場合は、「基準」の代わりにそれぞれ「一等」、「二等」の文字を用いる。
 十字の下方に標識番号を記載する。

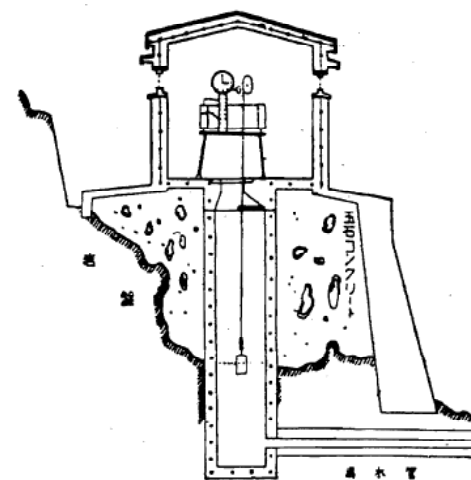
(平面図)



- 4 基準（又は一等、二等）磁気点標石
 この標石は、一個の柱石からなり、一等、二等磁気点標石の場合は、「基準」の代わりにそれぞれ「一等」、「二等」の文字を用いる。
 基準磁気点標石の場合は、地磁気を観測する施設を設置する。

現行

- へ 験潮儀及び験潮場
 験潮場は、通常コンクリートを用いて建造し、験潮儀を収容する。



- ト 基準（又は一等、二等）重力点金属標
 一等、二等重力点金属標の場合は、基準の代わりに、それぞれ一等、二等の文字を用いる。
 十字の下方に標識番号を記載する。

(平面図)

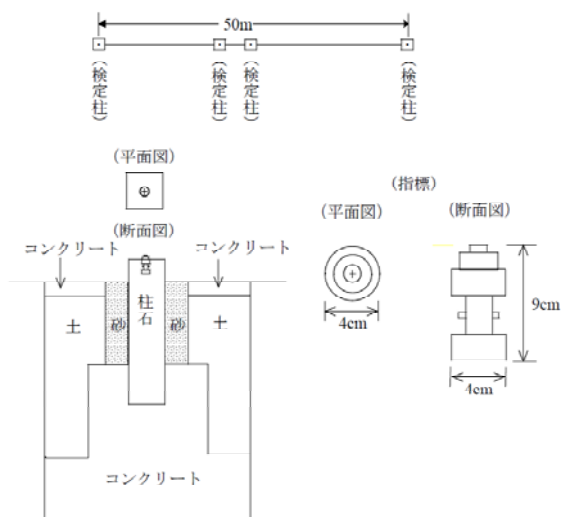


- 4 基準（又は一等、二等）磁気点標石
 この標石は、一個の柱石からなり、一等、二等磁気点標石の場合は、基準の代わりに、それぞれ一等、二等の文字を用いる。
 基準磁気点標石の場合は、地磁気を観測する施設を設置する。

改正

5 基線尺検定標石

この標石は、五十メートルの間隔に設ける二個の検定柱と、必要に応じ両検定柱を結ぶ直線上に設ける一個又は数個の検定柱からなり、その上面に通常真鍮製又はステンレス製の指標を取り付ける。



6 基線標石

この標石は、一個の盤石、一個の台石及び一個の通常真鍮製又はステンレス製の点針ちゆうからなり、点針は台石の中心に植え込み、その上にふた石をのせる。

7 菱形基線測点標識又はこれに代わる標識

イ 菱形基線測点標識

(略)

ロ 菱形基線測点金属標

(略)



8 比較基線測点標識又はこれに代わる標識

イ 比較基線測点標識

(略)

ロ 比較基線測点金属標

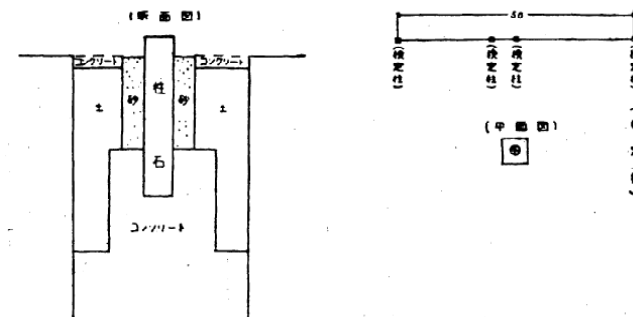
(略)



現行

5 基線尺検定標石

この標石は、五十メートルの間隔に設ける二個の検定柱と、必要に応じ両検定柱を結ぶ直線上に設ける一個又は数個の検定柱とからなる。



6 基線標石

この標石は、一個の盤石、一個の台石及び一個の通常真鍮製又はステンレス製の点針ちゆうとからなり、点針は、台石の中心に植え込み、その上にふた石をのせる。

7 菱形基線測点標識又はこれに代わる標識

イ 菱形基線測点標識

(略)

ロ 菱形基線測点金属標

(略)



8 比較基線測点標識又はこれに代わる標識

イ 比較基線測点標識

(略)

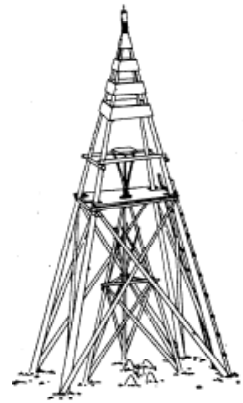
ロ 比較基線測点金属標

(略)

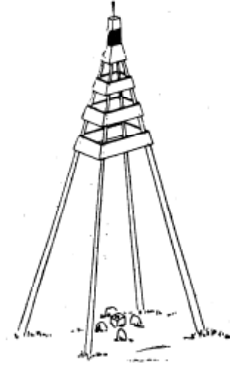


改正

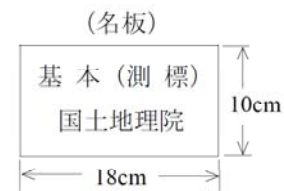
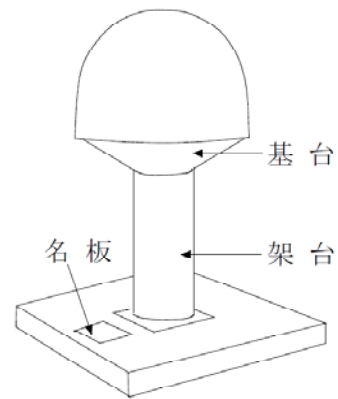
- 二 一時標識の形状
- 1 測標
- イ 三角点測標
- その一



その二

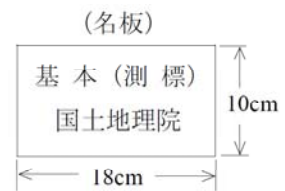
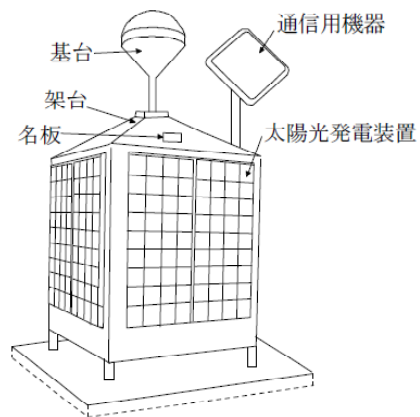


その三



この測標は、通常金属製の架台と測量機器を設置する基台からなり、架台には金属製の名板を取り付ける。

その四



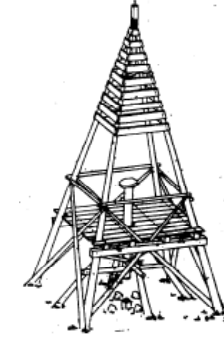
この測標は、通常金属製の架台、測量機器を設置する基台、太陽光発電装置及び通信用機器からなり、架台には金属製の名板を取り付ける。

現行

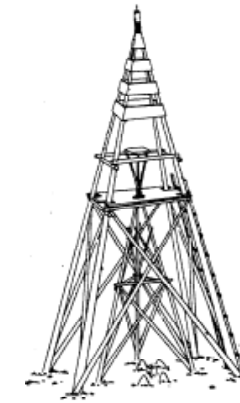
- 二 一時標識の形状
- 1 測標
- イ 三角点測標
- その一



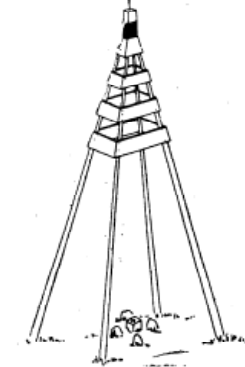
その二



その三



その四



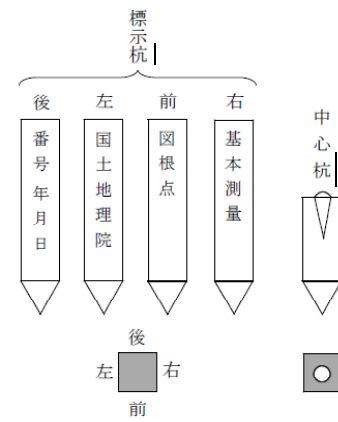
(削除)

㍻ 対空標識
(略)

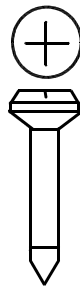
2 標杭

イ 標杭

この標杭は、中心杭と標示杭からなり、中心杭の頂の中心に鉄くぎ又は円頭びようを打ち入れる。
この図は、図根点標杭の例である。



㍼ 標鉋びよう



この標鉋は、コンクリート等で舗装した場所等に設置し、標鉋又は付属物に基本測量の標識であること及び国土地理院の表示をする。

㍻ 三角点簡易測標又は図根点簡易測標

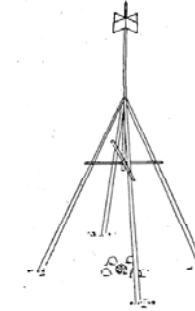
その一



その二



その三

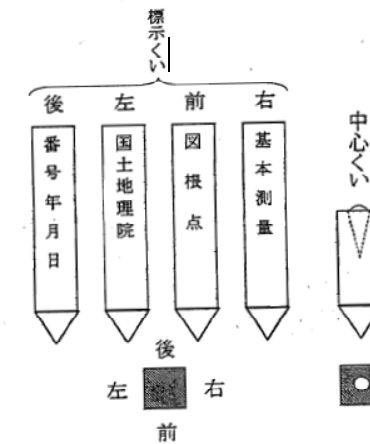


㍼ 対空標識
(略)

2 標くい

この標くいは、中心くいと標示くいとからなり、中心くいの頂の中心に鉄くぎ又は円頭びようを打ち入れる。

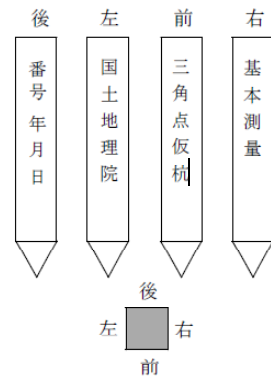
この図は、図根点標くいの例である。



改正

三 仮設標識の形状

- 1 標旗
(略)
- 2 仮杭



この図は、三角点仮杭の例である。

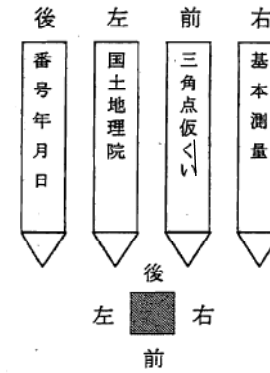
備考

- 一 この表における測量標の形状は、基本測量の測量標の形状を示したものであり、公共測量の測量標については、「基本」の文字に代え「公共」の文字を、「国土地理院」又は「国地院」の文字に代え当該測量計画機関の名称又は略称を表示する文字を記入する。
また、金属標及び付属標については、「この測量標を移転汚損すると測量法により罰せられます」の文字に代え、測量標を保全するため適切な文字を記入することができる。
- 二 柱石は、その側面がそれぞれ東西南北に面するように設置し、東面には「基本」又は「公共」の文字を、西面には「国土地理院」若しくは「国地院」の文字又は当該測量計画機関の名称若しくは略称を表示する文字を、南面には標石の種類を、北面には標石の番号をそれぞれ記入する。
- 三～四 略
- 五 金属標又は付属標は、通常真鍮製又はステンレス製とし、金属製の棒又はコンクリート等で固定する。
- 六～七 略
- 八 永久標識には、必要に応じ固有番号等を記録したICタグを取り付けることができる。
- 九 永久標識の寸法は、おおむね次の表のとおりとする。

現行

三 仮設標識の形状

- 1 標旗
(略)
- 2 仮くい



この図は、三角点仮くいの例である。

備考

- 一 この表における測量標の形状は、基本測量の測量標の形状を示したものであり、公共測量の測量標については、「基本」の文字に代え「公共」の文字を、「国土地理院」又は「国地院」の文字に代え当該測量計画機関の名称又は略称を表示する文字を記入する。
また、金属標及び付属標については、「この測量標を移転き損すると測量法により罰せられます」の文字に代え、測量標を保全するため適切な文字を記入することができる。
- 二 柱石は、その側面がそれぞれ東西南北に面するように設置し、東面には基本又は公共の文字を、西面には当該測量計画機関の名称又は略称を表示する文字を、南面には標石の種類を、北面には標石の番号をそれぞれ記入する。
- 三～四 略
- 五 金属標又は付属標は、通常真鍮製又はステンレス製とする。
- 六～七 略
- 八 永久標識の寸法は、おおむね次の表のとおりとする。

改正

現行

二等磁気点標石	基準・一等磁気点標石	石二等・三等水準点標	基準水準点標石・ 一等水準交差点標石	一等水準点標石	図根点標石・方位標
12	15	15	25	21	12
15	18	19	28	24	15
48	61	55	77	66	48
15	18	18	28	24	15
63	79	74	105	90	63

子午線標	石一等・二等多角点標	四等三角点標石	石二等・三等三角点標	一等三角点標石	種類	区分
	12	12	15	18	A	柱
	15	15	18	21	B	
	48	48	61	61	C	
30	15	15	18	21	D	
210	63	63	79	82	E	石
90	30	30	36	41	F	盤
30	9	9	11	12	G	石
				9	H	下方
				4.5	I	盤石

(単位は、センチメートル)

二等磁気点標石	石基準・一等磁気点標	石二等・三等水準点標	一等水準交差点標石	石基準・一等水準点標	図根点標石・方位標
12	15	15	25	21	12
15	18	19	26	24	15
48	61	55	77	66	48
15	18	18	28	24	15
63	79	74	105	90	63

子午線標	多角補点標	石一等・二等多角点標	四等三角点標石	石二等・三等三角点標	一等三角点標石	種類	区分
		12	12	15	18	A	柱
		15	15	18	21	B	
		48	48	61	61	C	
30	12	15	15	18	21	D	
210	60	63	63	79	82	E	石
90		30	30	36	41	F	盤
30		9	9	11	12	G	石
					9	H	下方
					4.5	I	盤石

(単位は、センチメートル)

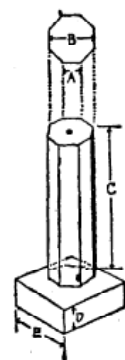
- 1 標石 (その一)
標石 (その二)
基線尺検定標石
標石 (その三)
基線標石

- 2 標識
天測点標識又は菱形基線測点標識

- 1 標石 (その一)
標石 (その二)
基線尺検定標石
標石 (その三)
基線標石
標石 (その四)
天測点標識又は菱形基線測点標識

菱形基線測点標識	天測点標識	種類	区分
25	27	A	コンクリート柱
60	65	B	
130	200	C	
30	50	D	コンクリート盤
90	140	E	

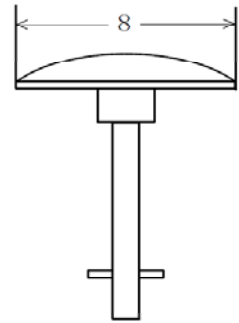
(単位は、センチメートル)



改正

現行

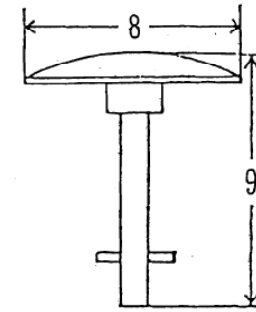
3 金属標及び付属標



(単位は、センチメートル)

4 方位標陶器標

2 金属標及び付属標



(単位は、センチメートル)

3 陶器標

改正

別表第一の二(第一条の二関係)

(表)

第 号 氏 名 生 年 月 日 所 属 機 関 名 所 属 機 関 所 在 地	身 分 証 明 書 写 真	左記の者は、測量法第15条第1項の規定により、国土 測量計 理院の長の命令に基づいて土地に立ち入ることができる者 面 機 関 委 任 であることを証する。 平成 年 月 日発行 発行機関 印
---	---------------------	---

(裏)

測量法(昭和24年法律第188号)抜粋 第15条 国土院の長又はその命を受けた者若しくは 委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があ るときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ること ができる。 2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土 地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者にか 知し通知しなければならない。但し、占有者にあ らないときは、同項の規定により土地に立ち 3 第1項に規定する者が、同項の規定により土地に立 入る場合においては、その身分を示す証明書を携 関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければ ならない。第14条から第26条までの規定は、公共測量に準 用する。	<table border="1"> <tr> <th>有 効 期 間</th> <th>自 年 月 日 至 年 月 日</th> <th>自 年 月 日 至 年 月 日</th> <th>自 年 月 日 至 年 月 日</th> </tr> <tr> <td>作 業 地 域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>作 業 の 名 称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発 行 機 関 の 印</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	有 効 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	作 業 地 域				作 業 の 名 称				発 行 機 関 の 印			
有 効 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日														
作 業 地 域																	
作 業 の 名 称																	
発 行 機 関 の 印																	

備考 不要の文字は、発行機関で消すこと。

別表第一の二(第一条の二関係)

(用紙の寸法は、日本工業規格B8とする。)

現行

別表第一の二(第一条の二関係)

(表)

測量法(昭和24年法律第188号)抜粋 第15条 国土院の長又はその命を受けた者若しくは 委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があ るときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ること ができる。 2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土 地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者にか 知し通知しなければならない。但し、占有者にあ らないときは、同項の規定により土地に立ち 3 第1項に規定する者が、同項の規定により土地に立 入る場合においては、その身分を示す証明書を携 関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければ ならない。第14条から第26条までの規定は、公共測量に準 用する。	第 号 身 分 証 明 書 平成 年 月 日発行 発行機関 印
---	--

(裏)

氏 名 生 年 月 日 所 属 機 関 名 所 属 機 関 所 在 地 上記の者は、測量法第15条第1項の規定により、国土 測量計 理院の長の命令に基づいて土地に立ち入ることができ る者であることを証する。	<table border="1"> <tr> <th>有 効 期 間</th> <th>自 年 月 日 至 年 月 日</th> <th>自 年 月 日 至 年 月 日</th> <th>自 年 月 日 至 年 月 日</th> </tr> <tr> <td>作 業 地 域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>作 業 の 名 称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発 行 機 関 の 印</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	有 効 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	作 業 地 域				作 業 の 名 称				発 行 機 関 の 印			
有 効 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日														
作 業 地 域																	
作 業 の 名 称																	
発 行 機 関 の 印																	

備考 不要の文字は、発行機関で消すこと。

別表第一の二(第一条の二関係)

(用紙の寸法は、日本工業規格B8とする。)

改正

現行

別表第一の三（第一条の三関係）

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所
氏名

測量法第20条第1項の規定による補償金額に不服があるので、同条第2項の規定により下記により裁決を申請します。

記

- 1 伐除に係る植物、垣若しくはさく等又は一時使用に係る土地、樹木若しくは工作物（次号において「対象物」という。）の所在地
- 2 当該対象物について裁決申請者の有する所有権その他の権利
- 3 損失の内容及び程度並びに損失が発生した時期
- 4 通知を受けた補償金額及びその通知を受領した年月日
- 5 通知を受けた補償金額を不服とする理由並びに裁決申請者が求める補償金額及びその内訳
- 6 前各号に掲げるもののほか、裁決申請者が必要と認める事項

年 月 日

裁決申請者 住所
氏名

印

収用委員会 御中

別表第一の三（第一条の三関係）

（用紙の寸法は、日本工業規格A4とする。）

備考

- 1 裁決申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができる。
- 2 「裁決申請者が求める補償金額及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 裁決申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別表第六（第六条関係）

測量法第46条第1項の規定による届出書
測量法第46条第1項の規定により下記のとおり届出します。

平成 年 月 日

測量計画機関 所在地
名称
代表者 印

国土交通大臣 殿

測 量 の 目 的	
測 量 地 域	
作 業 量	
測 量 期 間	平成 年 月 日から 年 月 日
測 量 精 度	
測 量 方 法	
行政庁の許可、認可等を受けて、又は国・公共団体の負担、補助等を受けて行う事業の名称	
使用する測量成果の種類及び内容	
測量に関する計画者氏名及び測量士登録番号	
測 量 作 業 機 関	名 称
	測量業者登録番号
	代表者の氏名
	所 在 地
	主任技術者氏名及び測量士登録番号
測量標・測量成果の使用承認申請書提出年月日	
備 考	

（用紙の寸法は、日本工業規格A4とする。）

記載事項

- ① 測量地域欄は、別に地形図を用い、当該測量の測量成果及び当該測量において使用する測量成果の位置関係等を表示すること。
- ② 作業量欄は、当該測量の測量成果を記入すること。
- ③ 測量方法欄は、測量の方法、使用する主な機器等を具体的に記入すること。
- ④ 行政庁の許可、認可等を受けて、又は国・公共団体の負担、補助等を受けて行う事業の名称欄は、許可・認可等を受けて、又は負担・補助等を受けて行う事業のためではない測量については、なしと記入すること。
- ⑤ 備考欄は、測量計画機関担当者の氏名、所属、電話番号等を記入すること。

別表第六（第六条関係）

測量法第45条の規定による届出書
測量法第45条の規定により下記のとおり届出します。

平成 年 月 日

測量計画機関 所在地
名称
代表者 印

国土交通大臣 殿

測 量 の 目 的	
測 量 地 域	
作 業 量	
測 量 期 間	平成 年 月 日から 年 月 日
測 量 精 度	
測 量 方 法	
国・公共団体の許可・認可又は補助を受けて行う工事名又は事業名	
使用する測量成果の種類及び内容	
測量に関する計画者氏名及び測量士登録番号	
測 量 作 業 機 関	名 称
	測量業者登録番号
	代表者の氏名
	所 在 地
	主任技術者氏名及び測量士登録番号
測量標・測量成果の使用承認申請書提出年月日	
備 考	

（用紙の寸法は、日本工業規格A4とする。）

記載要領

- ① 測量地域欄は、別に地形図を用い、当該測量の測量成果及び当該測量において使用する測量成果の位置関係等を表示すること。
- ② 作業量欄は、当該測量の測量成果を記入すること。
- ③ 測量方法欄は、測量の方法、使用する主な機器等を具体的に記入すること。
- ④ 国・公共団体の許可・認可又は補助を受けて行う工事名又は事業名欄は、許可・認可又は補助を受けて行う工事又は事業のためではない測量については、無しと記入すること。
- ⑤ 備考欄は、測量計画機関担当者の氏名、所属、電話番号等を記入すること。

別表第九の五（第九条の五関係）

実 習 機 器	性 能
セオドライト	水平目盛盤及び高度目盛盤の最小目盛値が三十秒単位のもの
電子レベル	主気泡管感度が一目盛当たり四十秒のもの
汎地球測位システム測量機	距離測定精度が次の式により計算した数値のもの $P = 10 + 2 \times 10^{-2} \times D$ (単位 ミリメートル) (この式において、Pは距離測定精度を、Dは測定距離を表すものとする。)
平板	三脚に固定し、かつ、地形地物の測定結果を描くための用紙をはり付けることができるもの
電子平板	セオドライト（距離を測定する機能を備えたものに限る。）又は汎地球測位システム測量機により観測されたデータを処理する機能を有するもの
反射式実体鏡	一对の空中写真を反射鏡、プリズム等により反射させて得られた像を実体視できるもの
図化機又は解析図化機	一对の空中写真から得られた像を実体視し、座標測定した結果を、用紙等に描くことができるもの
スキャナ	日本工業規格A二版の大きさの用紙を用いることができるもの
デジタルタイザ	
プロッタ	日本工業規格A二版の大きさの用紙に情報を出力することができるもの
パーソナルコンピュータ	測量に関する計算及び図形処理を行うことができるもの

別表第九の五（第九条の五関係）（平一六国交令一・追加）

別表第九の五（第九条の五関係）

実 習 機 器	性 能
セオドライト	水平目盛盤及び高度目盛盤の最小目盛値が三十秒単位のもの
レベル	主気泡管感度が一目盛当たり四十秒のもの
電子レベル	電子画像処理方式による自動読取機構を有し、かつ、最小読取値が〇・一ミリメートルのもの
汎地球測位システム測量機	距離測定精度が次の式により計算した数値のもの $P = 10 + 2 \times 10^{-2} \times D$ (単位 ミリメートル) (この式において、Pは距離測定精度を、Dは測定距離を表すものとする。)
平板	三脚に固定し、かつ、地形地物の測定結果を描くための用紙をはり付けることができるもの
電子平板	セオドライト（距離を測定する機能を備えたものに限る。）又は汎地球測位システム測量機により観測されたデータを処理する機能を有するもの
反射式実体鏡	一对の空中写真を反射鏡、プリズム等により反射させて得られた像を実体視できるもの
図化機又は解析図化機	一对の空中写真から得られた像を実体視し、座標測定した結果を、用紙等に描くことができるもの
スキャナ	日本工業規格A2の大きさの用紙を用いることができるもの
デジタルタイザ	
プロッタ	日本工業規格A2の大きさの用紙に情報を出力することができるもの
パーソナルコンピュータ	測量に関する計算及び図形処理を行うことができるもの

別表第九の五（第九条の五関係）（平一六国交令一・追加）

※表中「A二版」を「A2」とする

別表第九の六（第九条の十一関係）

（第一面）

第 号	写 真	身分証明書 所属部課名 職名及び氏名 生年月日
上記の者は、測量法第51条の18第1項の規定による立入検査をする者であることを証する。		
		交付年月日 有効期間
		国土交通大臣 印

別表第九の六（第九条の十一関係）
（用紙の寸法は、日本工業規格B8とする。）

（第二面）

測量法（昭和24年法律第188号）抜粋

第51条の18 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録養成施設の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

改正

別表第十六（第十八条関係）

（第一面）

第 号	
写	身分証明書
	所属局部課名
	職名及び氏名
真	生年月日
上記の者は、測量法第57条の3第1項の規定による立入検査をする者であることを証する。	
	交付年月日
	有効期間
	国土交通大臣
	地方整備局長
	北海道開発局長
	印

（略）

現行

別表第十六（第十八条関係）

（第一面）

第 号	
	身分証明書
	所属局部課名
	職名及び氏名
	生年月日
上記の者は、測量法第57条の3第1項の規定による立入検査をする者であることを証する。	
	交付年月日
	有効期間
	国土交通大臣
	地方整備局長
	北海道開発局長
	印

（略）